

戦後の在外邦人及び在日外国人の出入国をめぐる政治及び人道問題の研究-戦後東アジアにおける多国間帰還交渉の中の北朝鮮帰還事業-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2013-05-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川島, 高峰 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/15063

《個人研究（2006年度～2007年度）》

戦後の在外邦人及び在日外国人の出入国をめぐる政治及び 人道問題の研究

戦後東アジアにおける多国間帰還交渉の中の北朝鮮帰還事業

川 島 高 峰☆

A study of Political and Humanitarian Aspects of Postwar Emigration and Immigration Control for the Japanese Abroad and Foreigner Residents in Japan

Takane Kawashima

序

本研究の端緒は、北朝鮮帰還事業の前史形成過程の検証にあった。北朝鮮帰還事業は、通常、1959年から1984年の間に断続して実施された在日コリアンの北朝鮮への出国事業と理解されている。そして、もっぱらその問題を日朝間の問題として理解されてきた。しかし、その交渉過程を検証すると、帰還交渉はシベリア抑留にまで遡ることができる。ここから北朝鮮帰還事業は「戦後の東アジア多国間帰還交渉」の1つに位置づけられるべきではないかとの見解に達した。そして、国際人権人道に関する思想基盤の研究を構想した場合、さらにより広範・広域な概念から検証をすることが必要であると考え、その上位概念として、「戦後の在外邦人及び在日外国人の出入国」という研究枠組みを設定したものである。

次に本研究主題の用語、「戦後」、「在外邦人の出入国」、「在日外国人の出入国」について説明しておく。

まず、主題冒頭の「戦後」が意味する時代とは、アジア太平洋戦争及び日本の植民地支配が、「人の移動」をめぐる人道問題を引き起こしてしまった時期を意味している。したがって、その問題が解決していない限り、本主題における「戦後」は続いていることになる。

例えば、それは「脱北帰国者」の存在により継続している。日本政府は、かつて帰国事業で北朝鮮に渡った人とその親族（帰国当事者から三親等内）が、脱北（北朝鮮からの脱出）をした場合、これを庇護入国扱いとしているからである。そもそも、日本の朝鮮半島植民地統治がなければ、在日朝鮮

☆情報コミュニケーション学部准教授

人が数多く日本に在住することはなく、北朝鮮帰還事業が行われる必要もなかっただろう。2010年6月の現在、日本には約190名の脱北帰国者がおり、さらに中国領内の日本外交施設内に約10名の脱北者が庇護されている。この10名は中国当局が脱北者の日本への出国を認めないため、日本外交施設内に足止めを受けているⁱ。これは中国政府が脱北者を中国領内への不法入国者とみなし、脱北者を北朝鮮へ強制送還する政策をとり続けているためである。このようにして強制送還された脱北者には、公開処刑を含めた非人間的な処罰が待ちうけているⁱⁱ。そのことが多くの脱北者の証言により明らかとされている。このような強制送還は難民条約にあるノン・ルフールマンの原則に違反したものである。難民条約では迫害等の人権侵害が予想される送還先に、庇護を求めてきた人々を送還することを禁止している。難民条約の加入国である中国はこれに反していることになるが、中国は、そもそも、脱北者を難民とはみなさず、不法入国者とみなしているのである。しかし、同じ難民条約の加入国として日本政府の対応にも問題がある。同じ脱北者でも、帰国事業の帰国当事者か、その親族でなければ庇護の対象とはしていない。つまり、難民として庇護しているのではない。また、親族を現在、三親等内までとしている。おそらく、関係省庁（外務省・法務省・出入国管理庁）の「内規」によるものと思われるが、四親等の脱北者がいた場合にはどうするのであろうか。また、脱北帰国者だけを庇護対象にしており、脱北者一般（つまり、北朝鮮人の脱北者）を対象としているわけではない。

このように研究対象の時間的な広がりには現代に及ぶ。この研究の対象は次のように区分できるだろう。①狭義の北朝鮮帰還事業、②広義の北朝鮮帰還事業、③戦後の東アジア社会主義圏との間での出入国管理、④冷戦後、つまり、現在の北朝鮮との間での出入国管理の4つの範疇である。

次に「戦後の在外邦人の出入国」とは、現象としては、所謂「復員」・「引揚」が中心である。これをめぐる政治及び人道問題とは、シベリア抑留がその問題の中心であり、これに他地域の「捕虜」、「戦犯」の帰国問題が加わる。つまり、在外邦人の入国(帰国)が中心となる。また、「在外邦人の出国」とは、具体的には在外邦人が一時帰国し、再び出国をする場合のことである。この場合の在外邦人とは、法的には日本国籍を持つものが中心となるが、文化的には、例えば、アメリカ国籍をもった日本人も含めて考える必要がある。南米移民、北米日系人などの移民の里帰り・一時帰国の問題と言えば、イメージが付きやすいと思う。北朝鮮帰国者の里帰りは重大な人権・人道問題である。帰国事業では約9万3千名の人が北朝鮮へ帰還したが、このうち北朝鮮から公式に里帰りを（一時帰国）を認められた日本人妻は97年から98年にかけてわずか43名に過ぎない。

「在日外国人の出入国」とは、在日朝鮮人／韓国人の出入国が問題の中心となる。特に、日本の不法出入国の事案の大多数は、朝鮮半島との間で行われたものである。

さて、「在外邦人の出入国」と「在日外国人の出入国」を併記したのは、通常、2国間の帰還交渉を行う場合、双方の国内にいる相手国人を、言わば相互に交換しあうような形態で交渉が行われるからである。そして、筆者の問題意識の核心は敗戦後の日本と、ソ連・中国・北朝鮮・モンゴル・ヴェトナム等の東アジア社会主義圏との間での帰還交渉にある。

当初の北朝鮮帰還事業の検証という狭義の目的からすると、迂遠な主題設定になったと感じる読者

もいるだろうが、このような問題意識は筆者が依拠した二つの史料群の性格によるものとも言えるだろう。すなわち、占領軍による治安情報史料と外務省が筆者の開示請求により、機密指定解除となり公開された北朝鮮帰還事業に関する資料である。

この占領軍治安情報史料については、2006年10月、『占領軍治安・諜報月報』（全14巻・別冊1冊）として研究成果を史料集の形で刊行した。この月報は、占領軍の各種情報・諜報機関により作成された定期報告書である。アメリカ太平洋陸軍総司令部・軍諜報局参謀部の下、GHQ 民間諜報局がその編集にあたり、1946年9月から1949年11月までの間、月報もしくは半月報として46号が刊行された。各号は民間検閲支隊による私信検閲報告、第441対敵諜報部隊による対敵諜報報告、公安支隊による警察・刑務所・消防・海上保安に関する治安諸機構についての報告、特定主題についての特別報告の4部を基本構成とし、これに参考として占領軍に寄せられた投書の傾向分析がついた。その内容からは、単に治安監視対象に止まらず、政治、経済、社会の極めて広範な領域に渡った動向を知ることができる。さらに従来、断片的な記述が確認されたに過ぎない左翼運動を時系列に体系だって確認することができる点に、この史料集の意義がある。特に、本研究の主題との関わり、つまり、出入国をめぐる政治・人道問題で見たとき、この史料集の精査から占領期における日本と世界の様々な地域間での問題を鳥瞰することが可能である。それはアジア太平洋戦争の全戦闘地域、北米及び南米の日本人移民、その他の地域となる。この中から多くの論文主題を見出すことが出来たⁱⁱⁱ。

北朝鮮帰還事業をめぐる外務行政文書については、1999年から筆者は、開示請求を続けてきており、1950年代から1960年代にかけての多くの資料を入手することができた。開示された文書は1万2千頁に及び多くの機密指定解除文書が含まれる^{iv}。

この他方、占領軍治安情報史料の精査は、日本をめぐる問題を国際関係から位置づけしていくことの契機になり、そのことが北朝鮮帰還事業（それ自体は、独立講和後、つまり占領終了後に行われたものではあるが）の検証に際し、①これを単に日朝関係からのみ捉えるのは狭義の意味での検証にしかないということ、②占領期において日本と朝鮮半島の間には相当数の密出入国が行われており、帰還事業の前史は1959年～84年という事業実施期間から大幅に遡って検証をする必要があること、という認識をもたらした。特に、この史料中において、抑留関係の資料では、一般にシベリア抑留と一括りにされる問題の中には、北朝鮮地域での邦人抑留が、少なからず、含まれていたことが確認でき、そのことが北朝鮮帰還事業との問題意識の連続性を作る要因となった。というのは、そもそも、北朝鮮帰還事業は、日本側が北朝鮮残留邦人の帰還を北朝鮮政府に求めることから始まっていたからである。

以上に赤十字国際委員会で確認した資料4万5千頁を加えると、本件に関する分析には相当の期間を要する。今回は、これまでの資料調査を踏まえ、北朝鮮帰還事業の位置づけはどうあるべきなのかについて論じる。

ここでは、主に次の2点について述べておくことにする。

第一は、北朝鮮帰還事業の定義とその特異性

第二は、北朝鮮帰還事業の研究の性格とその特異性

なお、本論では在日朝鮮人と在日韓国人の総称として、在日コリアンという表現を用いる。また、「日朝関係」とした場合には日本と北朝鮮の関係のことを、「朝鮮半島」とした場合には南北双方を含めた朝鮮半島全体を指すこととする。

I 北朝鮮帰還事業の定義とその特異性

北朝鮮帰還事業そのものが、公に議論されるようになったのは90年代前後からであり、研究の蓄積が薄い分野である。ここではまず、北朝鮮帰還事業とは何かについて、その基本的な解説と定義を行うことにする。これを本稿では「狭義の北朝鮮帰還事業」(1959年前後から1984年の現象として捉える)と呼び、その概略と論点を述べることにする。

そして、これまでの研究史(問題史と呼ぶ方が適切だろう)の動向を概略する。従来の研究は、基本的にこの「狭義の北朝鮮帰還事業」の範囲にとどまっていると言える。

これに対し、筆者はこの帰還事業の資料に対する一定の検証の後、北朝鮮帰還事業の本質を読み取るためにはその前史が重要であること、また、日朝関係のみではなく、より国際的な枠組みの中で位置づけられるべきであるとの見解に至った。そこで前史を朝鮮戦争後に遡って捉えた観点を「広義の北朝鮮帰還事業」としてその概略を述べる。

【用語の定義】

一般に最もよく使われる表現は、「北朝鮮帰国運動」若しくは「北朝鮮帰国事業」である。これに対して本論では「北朝鮮帰還事業」という表現を用いている。ここでは、「帰国」と「帰還」、「運動」と「事業」の意味の相違を説明しておく。なお、韓国ではこれを「北送事業」と表記している。韓国は北朝鮮を国家承認しておらず、在日韓国人を不当に北朝鮮へ送っているという立場を取っているためである。また、日本政府は、北朝鮮を国家承認していないことから「帰国事業」ではなく、「帰還事業」と表記した。

帰還とは、英語の repatriation に該当し、「本国送還」を意味すると考えられる。一般に「帰還事業」は、当事国間での帰還協定を根拠として行われるので、「帰還事業」とは国家間で双方の合意の下に定義された本国送還事業とみなすことができるだろう。問題は、その「本国」が分断国家となった場合、正当な「本国」はどちらかという問題が生じ、どの国を「当事国」とすべきか、という大前提の段階で、国家レベルでの対立が生じてしまう点にあった。

「帰国運動」とは、朝鮮民主主義人民共和国を「祖国」とみなし、祖国帰国の実現と帰国志望者の拡大を目指し、朝鮮総連を中心として組織された運動である。従って、この運動は1955年5月25日、在日本朝鮮人総連合会(朝鮮総連)結成以降の動向を指す。しかし、それ以前の段階、つまり敗戦直後から北朝鮮地区に帰還する動向はあった。38度線の設定以降の時期にも、北朝鮮地区(ソ連軍の朝鮮

半島南部進行の境界線)への帰還を希望し、実行する動向はあった。これは合法的(北朝鮮地区への公式な帰還業務)もしくは非合法(密出国)に行使されており、非合法の出入国は相当数に及んだと考えられる。「運動」とは在日コリアンの側からの働きかけを意味し、「事業」とは、北朝鮮への帰国もしくは帰還を実施した公的業務を指す。

しかし、これが日本の公的機関へ働きかけ、広く在日コリアン同胞に呼びかける「運動」という形態をとるようになるのは、朝鮮戦争休戦の1953年7月に大きな契機があった。もともと日本は韓国を朝鮮半島唯一の合法政権とみなし、これと国交を結ぶことを基本方針としていたため、日朝間の出入国は公式には閉ざされていた。朝鮮戦争の勃発により、海上の分断ライン(=李承晩ライン)に対する警備が一段と厳しくなり、日朝間での不法出入国は極めて困難となり、さらに朝鮮戦争は平和条約に至らず、北朝鮮は日本にとって国際法的には停戦状態にある敵国となったのである。このように日朝間の出入国の非合法化・軍事管理化の強化の他方で、朝鮮戦争をめぐる在日コリアンの間では祖国の支持をめぐる分裂・闘争が行われ、個々に義勇兵を朝鮮半島に送り出してさえいた(川島高峰『米軍占領下の反戦平和運動』)。このような背景の下、朝鮮戦争停戦後、在日社会の中で少数ながら登場した北朝鮮への帰国希望者は、それ自体が極めて政治的な問題をはらんだ存在であり、日本政府にとって彼らの北朝鮮への出国を公的に認めることは、国家として北朝鮮の存在を承認することと紙一重の関係にあった(随意出国、つまり、個々人が勝手に出国する分には、それは出国の自由の問題であり、国家が規制・介入し得る問題ではない。勿論、国交のない北朝鮮への出国は、不法出国となるが、不法出国が不法出国罪として立件しうるためには、出国当事者が日本にいないなければならない。つまり、北朝鮮への随意出国は、出国当事者が帰国しない限り、不法出国罪として立件し得ないのである)。

【北朝鮮帰還事業 狭義の定義】

ここではまず一般に言われている北朝鮮帰還事業について概説をする。

北朝鮮帰還事業とは1959年12月から84年7月にかけて9万3340人の在日朝鮮人(配偶者等の約6千人の日本国籍保有者を含む。この内約1800名が所謂「日本人妻」である)を、当時、国交のなかった北朝鮮に「帰国」させた事業のことである。日朝間には正規の国交がないので、日朝の赤十字が事業の主体となった協定により執り行われた。日朝間の協定として、厳密にこの事業を規定すると、

- ① カルカッタ協定による措置(1959年12月～67年10月)
- ② 暫定措置(1971年5月～10月)
- ③ 事後措置(1971年12月～84年7月)

の3期に分けられる。

最も狭義な定義は、カルカッタ協定と暫定措置までということになる。

暫定措置は、日本が帰還事業の打ち切りを声明し(北朝鮮側は協定延期を主張した)、事業を打ち切った後に文字通り暫定的に行われたものであり、その意は、カルカッタ協定期間中に帰還登録をしたが、何らかの理由で帰還船に乗らなかった者に対する処置として行われたものである。

これに対して、事後措置は、性格が著しく異なる。第一に、事後措置では、赤十字国際委員会の介在が行われていない。カルカッタ協定では、日本側が乗船前の意思確認手続きには赤十字国際委員会の介在を必須と考えていたが、事後措置で国赤の介在はない。帰還船の船籍も、ソ連船籍から北朝鮮船籍に変わっており、事業の枠組みが根本的に異なると言える。一般に、59年から84年までを一括りにしてしまっているが、事後措置は、別モノとして捉えた方が良いというのが筆者の考えである。また、カルカッタ協定締結に入る段階で、最大の問題の一つが日韓関係であった。北朝鮮帰還事業に強硬に反対し、これを批判してきた韓国とは、1965年12月18日、日韓基本関係条約が発効し、国交正常化となった。カルカッタ協定時点と事後措置とは、日韓朝の法的関係が大きく異なるのである。ただし、この時期は、資料的に最も検証が困難な時期であり、今後の課題という以上のことを、今は指摘することができない。

【帰還事業 広義の定義 広域的視点】

広義の帰還事業とは、二つの観点から成立する。一つは地域的な広域性である。いまひとつは、前史の長期性である。

帰還事業を最も広義に定義すると、それはアジア・太平洋戦争終結に伴うアジア・太平洋各地との間で行われた在外邦人及び在日外国人の母国への帰還業務である。一般に在外邦人の帰国は、復員・引揚と称されるが、より客観的には、「帰還」という表記がとられ、在日外国人の本国への引揚という場合も、帰還業務の一環ということになる。

この帰還業務で中心的な役割を果たすのが、日本赤十字社であった。その理由は2つである。

第一に、敗戦後、連合国占領下にあった日本政府には対外的な外交主権が認められておらず、復員・引揚業務をめぐる対外折衝は、日本赤十字外務部が窓口となり、交渉国の赤十字社と交渉を行うという方法がとられた。敗戦後、日本赤十字が第二の外務省と称されたのはこのためである。第二の理由は、独立講和後も日本政府が国交を有していない国との帰還業務、— その殆どは、東アジアの社会主義圏となる — については、「赤十字外交」により交渉が行われた。冷戦下の国交もない仮想敵からの邦人引揚交渉は、人道措置として、双方の赤十字間での交渉、つまり、非政府間交渉となったのである。

ここで最大の懸案はシベリア抑留問題であった。所謂、シベリア抑留帰還は1947年から始まり、1950年に中断される。そして、朝鮮戦争休戦後、再開され、1956年、日ソ国交回復により「一段落」する。この日ソ国交回復の交渉過程と、シベリア抑留者帰還の過程は、ほぼ並行しており、この2つの交渉の関係は今後、解明されるべき課題となろう。「一段落」としたが、それは帰還者の数が、日本側の想定していた抑留者数よりも、大幅に少なかったからである。

日ソ交渉の他方で朝鮮戦争停戦後の1954年から、まず日中間での残留者の相互帰還が実施され、日ソ間の問題が解決を見る頃から、日朝間の問題が取り上げられるようになる。これら日ソ・日中・日朝の交渉の間には、一定のパターンが存在する。

第一に、中朝ソのそれぞれにおいて社会主義が目覚ましい発展をとげ、労働者の楽園を形成しているとした左派による喧伝が存在する。

第二に、残留邦人の悲惨な状況を伝える言説の他方で、これに対抗するように残留邦人は寛大な取扱を受け、社会主義の教養の下に健全に生活しているとの主張(多くは左派知識人によるものである)が存在する。

第三は、三つの経路による交渉である。すなわち、よりオフィシャルなものとして赤十字による交渉があるが、しばしば、肝心な点での合意や、声明の伝達は、赤十字以外の二つの経路が用いられる。その一つが、人民外交ともいべき左派勢力による民間団体と社会主義諸国家の間で作られた交渉ラインである。これは日本政府にとって非公式チャンネルであるが、まるでそれを公式チャンネルかのような表現で行う。言うなれば、社会主義国家と日本国内の民間の左派勢力との間での「交渉」が「正常」なものであるかのような演出である。これを国際共産主義運動と呼ぶ。民間とは、左派諸政党に加え、日中友好協会、日ソ協会、日朝協会などがそれである。いま一つは、社会主義国家当局によるラジオ・新聞等のメディアを通じた声明である。このような手法は、社会主義国家の常套戦略であった。非公式なチャンネルを公式化することで、国交正常化を余儀なくさせようとする(あるいは、国交正常化交渉を優位の下にすすめようとする)手段である。

第四は、特にシベリア抑留の帰還に特徴的な点であるが、一般に社会主義圏においては、出入国政策を思想の浸透工作とも言うべき手段に露骨に用いている点が見受けられる。そのことは、当時の朝野で非難された「徳田要請」問題が代表である。抑留帰還者の中から、例えば、「我々は日本共産党徳田書記長より、共産黨員にならざるものは何人と雖も帰還せざるようとの申入れを受けている。よって反動的の者は1人も帰還せしめることはできない。お前達は皆直ちに入党するが得策であろう」といったことが収容所で言われたという証言が噴出したのである^v。

【帰還事業 広義の定義 長期的視点】

次に、長期的視点として広義の北朝鮮帰還事業を見てみると、次のことが見えてくる。

第一に、朝鮮戦争前後より在日コリアンで強制送還処分(後述)となった者の送還先をめぐる問題(南か、北か)が、激しい論争と運動を伴うようになったことである。この激化は、実は、朝鮮戦争時の停戦交渉における韓国・北朝鮮間での捕虜交換問題と重なっていた。捕虜交換では、捕虜の意思(南へ行くのか、北へ行くのか)をどう評価・確認すべきかをめぐり、南北が激しく対立し、そのことが在日コリアンの強制送還問題にも波及したのである。

第二に、朝鮮戦争後、日韓の間での複雑な抑留者交換問題が発生し、これがまた北朝鮮帰還事業の端緒となったばかりでなく、その交渉の長期化の原因ともなったことが確認できる。この問題は、これまでの研究で軽視されてきた問題であり、次の「日韓朝、三国間での帰還交渉」の事項でその概要を解説しておく。

第三は、既に述べたが、朝鮮戦争後、ソビエト抑留者、中国残留者の帰還が再開され、そこへ北朝

鮮残留邦人の帰還が加わった。これにより東アジア社会主義圏の中朝ソ・三国連携による対日外交攻勢を形成したという状況は重要である。この時期の諸動向は、このような情勢から評価されるべきである。

第四に、北朝鮮帰還事業は、日朝間の出入国史の観点からすると特異な現象であったことが確認できる。敗戦後に限定すると日本には朝鮮人が約210万人いたが、このうち約140万名は終戦後、半年の間に朝鮮半島に帰還している。その後、1946年3月の時点で行った在日コリアンに対する登録令で、約64万人の在日朝鮮人が登録を行った。この中で1950年までの間に朝鮮半島に帰還したものは約10万人であり、このうち北朝鮮への帰還を選んだものは351名に過ぎなかった。これらの帰還は、いずれも連合国軍の占領政策の下に日本政府が実施したものであった。これにより在日コリアンの人口は約54万人となるはずであるが、この他方、1945年から1953年の間に日本へ密入国した朝鮮人は、少なく見積もっても6万人以上に及ぶ。これは治安当局が検挙・関知した人数であり、実数はさらに多いと考えられる^{vi}。このうち強制送還されたものが約4万5千名である。日本社会の差別が、北朝鮮帰国運動の原因の一つであることに間違いはないが、その他方で、密入国の数字からも明らかなように、合法であれ、非合法であれ、日本へ自由意思に基づいて入国するものは多数いたのである。

これに自然増加分を加えた結果、1954年末の時点で、登録上は約56万人の在日コリアンがいたことになっている。このうちの出身が北朝鮮であるものは2%に過ぎず、南朝鮮出身が97%であったということが、しばしば、言われてきた(残り1%は出生地不明)。しかし、実はこの数字も余り当てにならない。というのは、この56万人のうち少なくとも、1946年以降に生まれたもの、つまり、9歳以下のものは出生地が日本でなければならない。そうでないとすれば、それは朝鮮半島からの密入国者でなければならないからである。ところが、この時点の国勢調査により6歳以下の児童が約10万人であることが判明しているので、この10万人はほぼ日本を出生地としていてと考えて間違いないだろう。北朝鮮帰還事業では、帰還を選んだ在日コリアンの多くが南朝鮮を故郷とするものであり、出生地に対する帰国というよりも、イデオロギー的な祖国の選択であったということがよく言われてきたが、そもそも、出身地がどこであったかという基本情報でさえ、実のところかなりあやふやな話なのである。

【日韓朝、三国間での帰還交渉】

一般に理解されている北朝鮮帰還事業とは、在日コリアンが北朝鮮に帰国した事業のことであり、その交渉過程とは、日朝間の交渉と理解されている。しかし、実際の交渉過程は、それとは全く異なる。それは日韓朝の間での様々な帰還をめぐる実に複雑な交渉であった。

- ① 在韓抑留邦人漁師の帰還交渉
- ② 在日コリアンの強制送還問題と密入国者の強制送還問題
- ③ 北朝鮮残留邦人の帰還交渉と在日コリアンの北朝鮮帰還問題

の三つの問題が複雑に絡み合った交渉過程であった。なお、韓朝間の間での相互帰還問題もあるが、

これは朝鮮戦争により、長期に及ぶ離散家族問題となり、今日も未解決のままである^{vii}。

また、在日コリアンの帰国運動や帰国のための取り組みは、まず敗戦後からあったということを確認しておく。一般には、1958年、金日成による在日同胞に対する声明を前後として、突如として、北朝鮮帰国運動が起こったという認識があるが、必ずしも、これが正しいとは言えない。1958年以降の帰国運動の隆盛は、50年代に「平和攻勢」としてグローバルに展開した国際共産主義運動が、東アジアの多国間帰還交渉を通じて、積み上げていった帰結なのである。その積み上げの過程については稿を改めて述べることにするが、その出発点はどこにあったかという、この日韓朝・三国間帰還交渉にあったと筆者は考えるのである。

次にここで指摘した三つの帰還について解説をしておく。

① 在韓抑留邦人漁師の帰還交渉

韓国側が言うところの領海侵犯により拿捕された日本人漁師の釈放・帰国問題のことである。1947年から日本人漁師が韓国（まだ建国前であるが）により拿捕されるようになった。1956年に至るまでの10年間に拿捕された船舶の総数は214隻、乗員2780名、拿捕時の死者は5名であった。これらのうち、1956年の時点までに帰還したのは、船舶99隻、乗員2073名であった。つまり、この時点で船舶にして115隻、702名の乗員が釜山に抑留されていた。1953年までは韓国政府は拿捕をしても、比較的短期（概ね1年以内）で漁師を釈放・帰還させていたが、1954年以降、釈放・返還を行わなくなり、中には3年以上も拘留されたままの邦人がでる状況となった^{viii}。

日韓交渉で最大の争点は、そもそも、韓国側が主張する領海の根拠である李承晩ライン（概ね38度線を洋上に延長した線）が、合法性を持つか、持たないかという点にあった。韓国側にとって、李承晩ラインの領海設定の合法性を認めることは、朝鮮半島分断の合法性を認めることになるため、その合法性を曖昧な状況にしておくことに利益があった（韓国政府も、北朝鮮政府も朝鮮半島全土が領土であるというのが公式見解であり、この点について妥協はない）。

他方、日本は韓国とは正規に国交を結んでおらず、日韓の間での領海問題を国交前に決定することはできなかった。また、これに付随して竹島問題などもあり、日本側にとってもデリケートな問題であった。このような領海認識の曖昧状況で行われた韓国による拿捕行為を、日本は不当とみなしたが、韓国側は領海侵犯として、日本人を韓国国内法で裁判し、刑期の判決を下し、拘留施設に収監した。特に54年以降は、こうした邦人の返還を拒絶したために、「刑期」を終えたにもかかわらず収監されたままの邦人漁師が数多く出るようになったのである。この問題が最後まで、北朝鮮帰還事業を実施するための障壁となる。

② 在日コリアンの強制送還問題と密入国者の強制送還問題

「在日コリアンの強制送還問題」と「密入国者の強制送還問題」。両者は、異なるようで、実は、重なる部分があった。在日コリアンの中で、外国人登録令に違反があり、なおかつ、実刑判決を受けたものは、韓国へ強制送還処分としていた。これを「密入国による強制送還」と区別して、「手続違反による強制送還」と呼ぶ。なお、「外国人」として在留資格に違反があり、実刑判決が出た者は「本国」

に帰ってもらうという処置は、主権国家として、必ずしも異常な行為ではない。それが単純な意味での「外国人」であれば、そのようなことが言える。つまり、外国から来た人が実刑判決になるような罪を犯した場合は、刑期終了後、もしくは判決が出た段階で身柄を本国に送還するのである。ところが、敗戦後の在日コリアンには「本国送還」をめぐる四つの問題があった。

第一に、彼らは「外国からきた」のではない、ということである。日本の植民地統治により祖国を奪われ、大日本帝国臣民に強制的に編入されたのである。ところが、独立講和後、日本の主権回復とともに、今度は、突然「外国人」にされてしまったのである。実際、在日は戦前には衆議院議員をはじめ、地方議会に議員も擁していた。これが外登法違反の実刑判決を受けると、韓国へ強制送還になるというのは不自然である。不自然とは、端的に言えば、戦前、日本が「本国」となったことも、戦後、日本で「外国人」となってしまったことも、何等、彼らの主体的な選択や意志による行為ではないからである。

第二に、「本国」送還というが、彼らの祖国朝鮮は、分断国家となってしまう。このため、外国人登録法上、「朝鮮」という選択は、地理上の概念としての「朝鮮」を意味することになっており、特定の主権国家を意味していない。「国籍」はどこか、ということと言うと外登法上の「朝鮮」は、無国籍を意味している。外登法上、国籍欄の選択肢として「大韓民国」が登場するのは1950年からだから、それまで在日コリアンにとって選択肢は無国籍の「朝鮮」しかなかった。だから、「朝鮮」の方が多いのである。「朝鮮」を選んだのではなく、それしか選択がなかったのである。

それが手続違反に該当するや、韓国が「本国」であるとして強制送還を決められてしまうのである。そもそも、祖国が分断され、南と北と何れが「本国」なのか、「祖国」なのかという、おおよそ、決め難い状況におかれている。

第三に、朝鮮半島からの密入国者で、日本上陸後、不正な手段で外国人登録証を取得する者が、相当数存在した。つまり、在日なのか、密入国者なのか、区別が実のところ困難なのである。例えば、在日コリアンが、日本から韓国へ密出国することは相当数に上ったと考えられる。動機は、一時的な里帰りもあろうし、密貿易もあるだろう。いずれにせよ、朝鮮半島と日本との間の人の往来は、戦前・戦中であれば、同じ大日本帝国の下での移動であった。朝鮮半島からの労働力の移入を帝国政府は管理しようとしていたが、實際上、管理は機能しなかった。所謂、強制連行に上乘せられる形で、このような往来が多数、行われていたとみることができる。この往来が、戦後、密出入国扱いにされることとなったが、こうなると、個々のケースでは「韓国人」が不法に往来しているのか、「在日コリアン」が不法に往来しているのかを区別することは困難である。形式上の区別は、日本降伏後、つまり、1945年9月2日以前から日本にいたものが在日コリアンとしての法的な地位を持つことが出来、そうでないものは、入国してきた外国人としての法的地位を持つということになる。しかし、その他方、敗戦後、日本と朝鮮半島の間での出入国は、原則として禁止されるが、密出入国の数はきわめて多く、官憲が知得しただけでも、年間1万件近くに上るものがあった(川島高峰『占領軍治安・諜報月報』現代資料出版、各巻の不法入国の項を参考のこと)。これが海上保安庁を設立する、実際的な理由であ

り、日本降伏前から日本にいた在日コリアンと、日本降伏後に不法に入国してきたコリアンを識別することは容易なことではなかった。例えば、一九四四年まで日本にいた在日コリアンが、一九四五年に韓国に出国して、一九四六年に日本へ不法入国してきたとする。この場合、この不法入国者が自分は、戦中から日本にいた在日コリアンであり、外登証はなくしたものなのだと主張されれば、物証がない限り、その不法入国の立件は困難であり、また、親族が多く日本にいたとなると、法的には不法入国でも、道義的・人道的には、これを否定することなど出来るものではない。

さて、韓国政府は、1952年4月28日、サンフランシスコ独立講和条約が発効するに伴い、「手続違反による強制送還」の受け取りを拒否した。「密入国による強制送還」は受け取りを続けていたのである。日本としては、本国の韓国政府に受け取り拒否をされ、戻ってきた（これを「逆送還」という）人々を、収容所から仮放免するわけにもいかず、さりとて、韓国政府は受け取り拒否を続けるために、「手続違反」による収監者が大村収容所で増えていくこととなった。

この収容された人々の釈放、そして、彼らの北朝鮮への帰国を求めた運動が、国際共産主義運動と連動した形で、朝鮮総連の前身となる在日朝鮮人連盟により起こされた。これが帰国運動の原点である。この時期、この問題を執拗に追求したのが、『プラウダ』であった。『プラウダ』1952年11月4日号では、実際には韓国政府の受け取り拒否により逆送還されていたにもかかわらず、日本政府が、在日コリアンを不当に強制送還していると非難し、その後もこの批判を繰り返して行っていた。赤十字国際委員会アーカヴにおける北朝鮮帰国事業の史料は、正にこのプラウダの指摘をめぐる検討から始められていたのである。そして、大村を拠点とした運動は、1952年から帰国事業開始の年まで継続されるのである。

③ 北朝鮮残留邦人の帰還交渉と在日コリアンの北朝鮮帰還問題

1954年から日韓の間で事態が膠着状態となった要因の一つとして、同年1月6日、日本赤十字が朝鮮赤十字会に対して行った、北朝鮮残留邦人の帰還に関する問い合わせがあった。この問合せで、北朝鮮に残留する邦人の日本への帰還に協力してくれるのであれば、日本から北朝鮮に向かう邦人引揚船の往路に際し、北朝鮮に帰還することを希望する在日コリアンを乗船させてもよいということを書いてきた。ところが、韓国政府は、在日コリアンは全て大韓民国の国民であり、その北朝鮮への帰還は、朝鮮半島を不当に占拠する傀儡政権への強制送還に他ならないと強力に反発を示した。韓国は「手続違反」（つまり、外登法違反に加え、他の実刑判決を受けたもの）による在日コリアンの強制送還に対して受け取り拒否を続ける他方で、在日コリアンの北朝鮮帰還には反対を続けたのである。

これらの三つの帰還をめぐる問題は、次のような因果関係を構成した。

まず、①の在韓抑留邦人漁師問題であるが、韓国は、在日朝鮮人の北朝鮮への帰還事業に反対であり、日本が北朝鮮帰還事業を実施した場合、韓国が抑留している邦人漁師を解放しないことが懸念された。実質上、日韓国交正常化を軸に日韓関係の交渉を有利に進めるための人質外交を展開したと言える。従って、この対韓交渉が終了しなければ、北朝鮮帰還事業を進めることは不能であった。しかし、その他方、韓国は在日コリアンの「手続違反」による強制送還者の受け取り拒否をしており、こ

うして、逆送還され大村収容所に拘留され続ける人々の解放・北朝鮮帰国問題が、左派の在日朝鮮人により運動として組織されていくのである。

結局、日韓で在韓抑留邦人と、受け取り拒否となっていた手続違反・強制送還者について相互に釈放の合意ができるのは1957年12月31日のことであった。ところが、韓国が「手続違反」強制送還者の受け取りを開始するということは、数が少ないとはいえ、その中で北朝鮮帰還を希望する者にとって、韓国への強制送還を意味する。北朝鮮はこれを激しく非難し、1958年1月から、ほぼ毎月、外相（1/4、2/8 [この時は「外務省代弁人」、7/8]）や朝鮮赤十字会中央委員会委員長（1/7、1/8、1/18、1/21、2/1、2/18、3/22、5/28、7/2）により非難の声明や談話、電文を出すのである。何れも、大村の「強制送還」問題を取り上げていた。このような非難声明の連続上で、1958年9月8日、北朝鮮は建国十周年の日を迎え、そして、建国記念十周年記念祝賀大会が開催されるのであった。従って、この日の金日成の演説の中で、この問題に触れないでおくということの方が不自然である。従来、金日成のこの呼びかけが唐突になされ、帰国運動が急激に興隆したということが言われてきたが、大村問題を軸とした一連の運動の流れの中で出てきたと見るべきである。むしろ、北朝鮮は日韓交渉が妥結した以上、日本が在韓抑留邦人の問題に臆することなく、日朝交渉を進めることができるようになったことを見極めたうえで、58年に入ると、強制送還非難の声明を繰り返すようになったと見るべきではないだろうか。

II 北朝鮮帰還事業の研究の特異性について

【証言の困難】

この問題の公な告発の中で、初期の代表的な人物は張明秀氏である。『週刊朝日』1990年6月8日・15日号において「金日成主席は在日同胞を裏切った」と題する告発文を発表した。「元・新潟県朝鮮総連副委員長」の肩書は重い。張氏は、その後も、多くの困難の中、帰国事業の告発を続け、2007年12月、筆者のインタビューに際し、「何故、新潟港のそばに暮らし続けるのか」との問いに、自分は在日同胞7万人を新潟から北朝鮮へ送り出してしまった、彼らが帰還しない限り、この地を離れることはできないと述べていた。

張氏の告発の翌年、小島晴則氏が、「言葉を奪われた『帰国者』たち」を『現代コリア』第309号から313号（1991年2月～7月）に連載として発表した。この問題は最初の帰国船出港から30年間、言葉を奪われ続けていたのである。小島氏も、1959年、帰国事業開始の時から在日朝鮮人新潟県帰国協会事務局長を務め、帰国事業では送り出す側の重責を担っていた。また、朝日放送の石高健治氏が「楽園から消えた人々―北朝鮮帰国者の悲劇」を『月刊 Asahi』に発表したのは1992年9月のことである。冷戦崩壊を受けて、証言・告発が増えてきたと言える。帰還者の中には、渡航後、日本に残った在日の肉親と音信不通の状態にある者が多数あり、生死の確認すら不明である。また、帰国者と連絡が取れる場合でも、彼らの生活のために在日がお金や物品を送っているケースが多い。帰還者が北朝鮮で

迫害を受けることを懸念して、在日の多くは実態を公に訴えることができない状態にある。帰還事業が「巨大な拉致」と言われる所以がここにあり、関係者からの証言を得ることの困難もまた、ここにある。

これについては脱北帰国者の証言について、次のことを紹介しておく。

脱北帰国者の最初のケースの1人が、宮崎俊輔（筆名）氏である。1996年に脱北し、2000年にその手記を『北朝鮮大脱出 地獄からの生還』新潮社としてまとめている。筆者は2001年、民団関係者と共に、宮崎氏と面談の機会を得たことがあるが、この民団関係者が元朝鮮総連地方支部の幹部をしていたことを宮崎氏は指摘し、天を衝かんばかりの炎のような憤りに直面したことがある。これに元民団幹部は、自分の親族も北朝鮮に帰還しており、時に夜間、北朝鮮からと思われる電話が自宅にかかり、「助けて」という一言だけを残して切れることがあると、話していた。この宮崎氏は北朝鮮に残した親族を、その後、日本へ脱北させて呼び寄せたが、その1人である実妹・石川一二三さんは、2007年、単身中国に渡航、北朝鮮に帰国した。北朝鮮当局は、この女性を「朝鮮人・都秋枝（ト・チュジ）」とし、日本人脱北ブローカーにより拉致されたと非難、石川さん本人も、北京中国大使館で「日本社会は氷のように冷たい」と日本非難の発言をした記者会見をした。一二三さん自身は、北朝鮮に残してきた家族のことを憂慮し、再帰還をせざるを得なかったと考えられる。また、2005年には、日本人妻脱北者の平島筆子さんが同様な形で、北朝鮮へ戻っている。また、筆者はこれまで二〇数人近くの脱北帰国者とインタビューを実施したが、証言の外部への発表を完全に断られるケースが多い。

【資料上の困難】

北朝鮮帰還事業の中心的な主体は日本並びに北朝鮮である。より正確に見ると、日本政府・日本赤十字社、赤十字国際委員会、北朝鮮政府・朝鮮赤十字会・朝鮮総連、ソビエト赤十字社（帰還事業の船舶を提供）の7者となる。これに重要な影響力を持った主体として大韓民国が加わる。また、日韓に影響力を行使した主体としてアメリカが認められる。しかし、日本側から公開された資料の限りでは、アメリカの存在は、それほど大きな影響力を行使していない。アメリカの影響力が過大に評価できないのは、アメリカもまた朝鮮戦争の捕虜交換について中朝側にカードを持たれていたという側面があることを忘れてはならない。つまり、捕虜・逃亡兵などが抑留されており、行方不明者なども含めて、アメリカは今日においてもその安否調査をつづけている^{ix}。チャールズ・ロバート・ジェンキンス氏も、このように安否調査の対象とされていたアメリカ軍人の一人である。

研究上、最大の困難は、朝鮮総連・及び北朝鮮当局による情報の非開示である。事業の主体が複数あるにもかかわらず、これらの中で体系だって資料を公開しているのは米国国務省、ジュネーブ赤十字国際委員会アーカイブのみである。また、帰還事業に船舶を提供したソ連は、日米関係とは比較にならないほど重大な役割を北朝鮮に行使していたはずである。しかし、ロシア側による旧ソ連資料の公開は十分に進んでいない。また、アメリカは背景において決定的な影響力を有したが、個々の交渉過程で頻繁に介入したわけではない。そのことは、機密指定解除とされた日本側の史料から知るこ

とができる。

この結果、実に奇妙な問題が生じている。つまり、北朝鮮帰還事業を実施したものの責任については、より多く資料を開示しているものが、より多く責任を開示していることとなり、そもそも、最も責任を担うべき北朝鮮・朝鮮総連については、その責任を問い得る根拠が、脱北帰国者などの証言以外、殆どないという状況である。

当時の日本社会や日本政府に見られた朝鮮差別の側面をそこから強調することは容易なことであり、そのこと自体を否定するつもりはない。しかし、そもそも、北朝鮮がかつて喧伝された通りの「地上の楽園」か、楽園とまではいかないまでも、「この世の地獄」でなければ、北朝鮮帰還事業に関することが、今日、かくも深刻な人権侵害問題となることはなかったはずである。

むすびにかえて

本研究では北朝鮮帰還事業の検証を準備・構想するに際し、個別的な争点に捕らわれることなく、より広範な視座から事業全体の位置づけを行い、そこから研究の方向性を確定することとした。資料の膨大さ、事実関係の複雑さから安直な報告は控えるべきと考えている。しかし、最初に明治大学社会科学研究所から助成を受けたことが弾みとなり、助成期間終了後、連続して公的助成を得ることができた^x。今後は膨大な資料の精査とその総括を大きな目標としたい。

最後に私事となるが、本研究助成の終了の直後、不慮の事故により、一時、意識不明に陥り、その後、幾日か定かではないが視聴覚を失った時間があった。このため、本報告の提出が遅れてしまったことを心よりお詫び申し上げる。

参考文献

- 井上益太郎『在日朝鮮人の生活の実態』日本赤十字(一九五六年九月二〇日)
公安調査庁『ソ連における政治犯取締政策と強制収容の実体』(1956年4月22日)
公安調査庁『国際共産主義団体の活動現況』(1956年2月20日)
日本外務省「秘 在朝鮮日本人帰国問題に関する日本赤十字社と北鮮赤十字社との往復電報」(1955年10月27日)
日本赤十字社「極秘 一部在日朝鮮人の帰国問題に関する重要文献抜粋」(1956年2月26日)
法務研修所『在日朝鮮人処遇の推移と現状』法務研究第43集第3号(1955年7月)
法務省刑事局『検察資料』〔一一八〕(1963年3月)
森田芳夫『戦後における在日朝鮮人の人口現象』朝鮮学報(1968年5月)
『祖国は待っている!』外国文出版社(1959年・平壤)

Problème du rapatriement des Coréens du Japon, dossier I : 27.02.1953-11.10.1957 (赤十字国際委員会資料)

Problème du rapatriement des Coréens du Japon, dossier II : 16.01.1956-25.10.1957 (赤十字国際委員会資料)

Problème du rapatriement des Coréens du Japon, dossier III : rapatriement de 48 Coréens en Corée-du-Nord 28.05.1956-03.12.1957 (赤十字国際委員会資料)

Problème du rapatriement des Coréens du Japon, dossier IV : démarches du CICR auprès des Sociétés nationales du Japon, de la République démocratique populaire de Corée et de la République de Corée 16.07.1956-08.01.1958 (赤十字国際委員会資料)

- i 法務省出入国管理担当者及び脱北者支援団体（北朝鮮婦国者の生命と人権を守る会・北朝鮮難民救援基金）関係者とのヒアリングによる。
- ii “*Human Rights Report: Democratic People’s Republic of Korea*”, 米国国務省民主人権労働局の各年次報告書。“*North Korea: Harsher Policies against Border-Crossers*”, March 5, 2007
- iii 敗戦後、在外にいた BC 級戦犯の私信検閲報告を確認し、これを論文「手紙の中の『東京裁判』』としてまとめた（『年報日本現代史』第13号、2008年5月20日、現代史料出版）。その1部については、「東京裁判の評価変遷」『毎日新聞』（2006年4月30日、朝刊1、15、16面）として報道の機会を得た。
- iv これについては、「帰還者『日本は天国』60年代、北朝鮮で流布」『朝日新聞』（2006年7月31日夕刊2面）、「北朝鮮『出身成分』調査」『毎日新聞』（2006年8月4日夕刊1面）、「北朝鮮帰還事業」TBS報道特集（2006年12月17日）、「『北朝鮮脱出』日本人妻たちの訴え」NHKクローズアップ現代（2007年3月13日）等々、多くの報道の機会に恵まれた。
- v 参議院本会議、昭和25年3月8日。
- vi 海上保安庁『十年史』（1961）。
- vii （川島高峰「南北離散家族再会とは何だったのか」、川島高峰監修『アメリカ国務省人権報告』現代史料出版社2003）。
- viii 同前、海上保安庁。
- ix 筆者は、ジュネーブ赤十字国際委員会資料にて、アメリカ赤十字による朝鮮戦争に関する連合国軍の逃亡兵・捕虜の安否調査の資料を確認している。
- x 科研費基盤研究(C)（平成19年～20年）課題番号19530140・研究代表者「北朝鮮帰還事業の政治・外交過程、及び、邦人拉致工作に対するその前史形成の検証」、科研費基盤研究(C)（平成21年～23年）課題番号21530154・研究代表者「北朝鮮帰国運動と日朝間の不法出入国をめぐる出入国管理の人道措置と治安対策の検証」